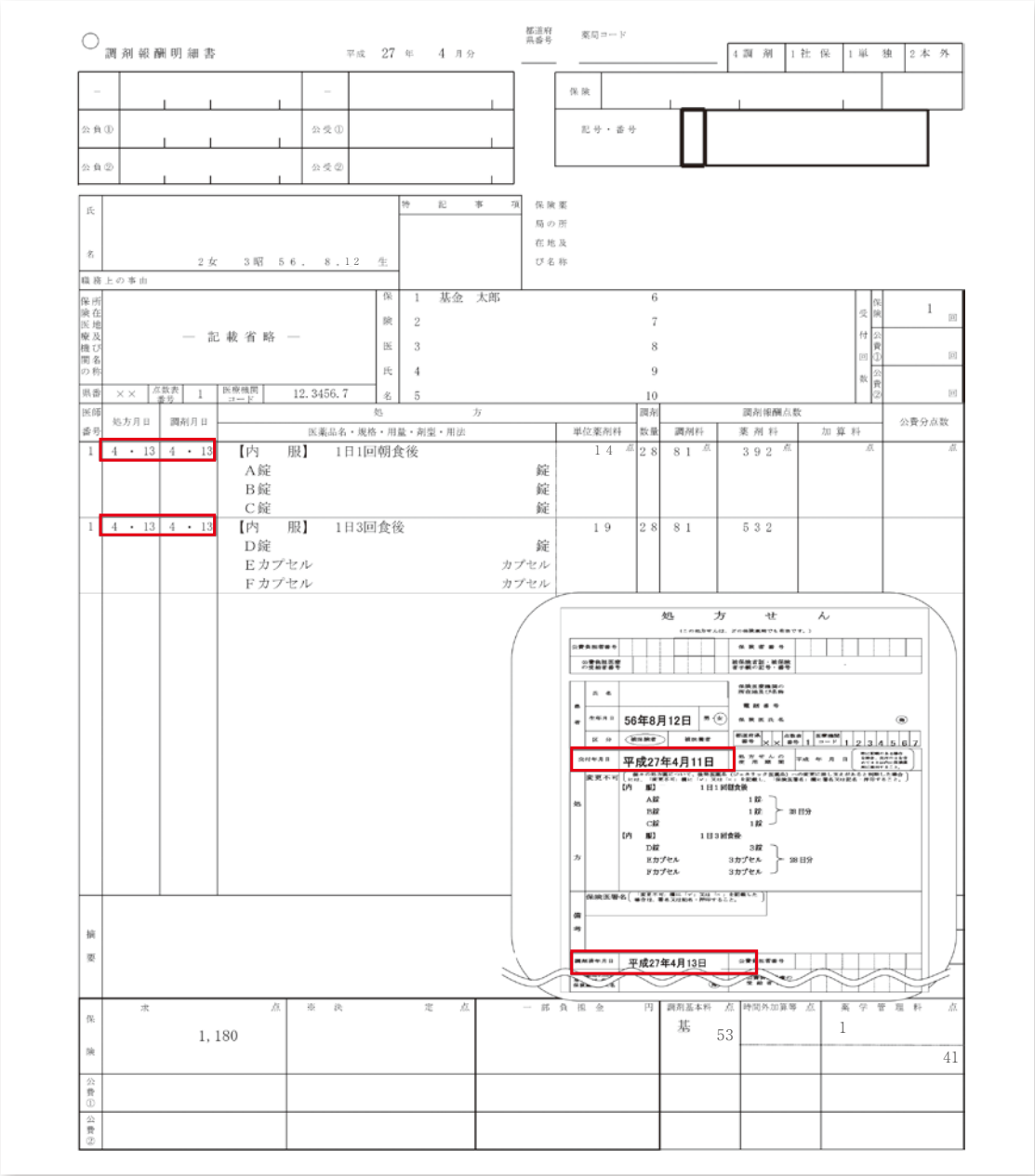

調剤報酬明細書における処方月日の記載については、平成26年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第3号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、次のように示されています。

【通知　平成26年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第3号】

別添1
　別紙1
　　診療報酬請求書等の記載要領
　　Ⅳ　調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
　　第2　調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）
　　2　調剤報酬明細書に関する事項
　　(1)～(18)略
　　(19)「処方月日」欄について
　　処方せんが交付された月日を記載すること。
　　(20)「調剤月日」欄について
　　保険薬剤師が調剤した月日を記載すること。
　　なお、「処方月日」欄の月と調剤した月とが同一の場合は、月の記載を省略しても差し支えないこと。

別紙2
　診療録等の記載上の注意事項
　　第5　処方せんの記載上の注意事項
　　1～4略
　　5「交付年月日」欄について
　　患者に処方せんを交付した年月日を記載すること。

本事例については、調剤報酬明細書の「処方月日」欄に「4・13」と記載されていますが、処方せんの「交付年月日」欄から、保険医療機関で処方せんを交付した日は4月11日であり、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（平成26年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第3号）に示されているとおり、処方月日は「4・11」と記載することとなりますので、ご留意ください。